

みやざきDX推進モデル企業創出事業に係る業務委託仕様書

1 目的

県内事業者①組織的・戦略的なDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の取組を広めるため、DXの取組に意欲的な事業者を対象に、高度専門家の伴走支援による「DX認定」取得をはじめ、デジタル活用を前提としたDX戦略策定やそれを実行するための体制づくり等を通して、事業変革に取り組むモデル企業（以下、「みやざきDX推進モデル企業」）を創出する。また②DXに関する優良事例の紹介や「みやざきDX推進モデル企業」の一連の取組等を学ぶ為のセミナーを開催し、県内事業者のDXに向けた一層の機運醸成を図る。

2 業務の名称

みやざきDX推進モデル企業創出事業

3 委託期間

契約の日から令和8年3月16日まで

4 委託業務の内容

1の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) みやざきDX推進モデル企業創出事業

県内事業者の「DX認定」取得を見据えた、組織的・戦略的な取組体制構築及び戦略に沿った実際の取組支援による「みやざきDX推進モデル企業」創出及び当該企業の取組共有により、県内事業者のDXに向けた機運醸成を図ることについて、より効果的な内容を提案するとともに、県と協議の上、決定・実施すること。

① 事業説明会の開催

県内事業者に対して、「みやざきDX推進モデル企業」創出に当たって、「DX認定」取得に向けた伴走支援業務の内容及びスケジュール等の説明会を開催すること。説明会の内容については、DX推進の必要性和「DX認定」制度の理解が図られるよう制度を熟知した外部人材等を準備するほか、説明会の参加者数が増えるよう、DXに係るセミナーの併催など開催方法に創意工夫を図ること。

② 伴走支援業務対象企業の募集、選定

「みやざきDX推進モデル企業」に取り組む伴走支援の対象となる企業について、広く県内事業者から公募し、より多くのモデルケース創出となるよう、企業規模・業種等を加味して選定すること（10社程度を想定）。

なお、事業者の適切な選定が可能となるよう、県内事業者に対して広く周知することに加え、DXに取り組もうとする県内事業者の掘り起こしを行うこと。

③ 「みやざきDX推進モデル企業」創出に向けた伴走支援の実施

②で選定した企業に対し、「みやざきDX推進モデル企業」創出に係る「DX認定」の取得に必要となる、(ア)経営ビジョン、(イ)DX戦略、(ウ)戦略の推進管理体制、(エ)DX推進指標等による自己分析、(オ)サイバーセキュリティ対策などの策定、整備及び実施に係る専門的な知見の提供やアドバイス、立案・策定支援等の伴走支援を、月1回以上の頻度で実施すること。

伴走支援の対象とした県内事業者については、原則として業務委託期間中に「DX認定」の申請が完了するよう努めること。

④ 県内企業のDX推進に向けた事例集等のとりまとめ

③の伴走支援実施結果から得られた、DX推進に係る知見や課題とその解決策について、県内事業者のDX推進の参考となるよう、DX推進のポイント・事例集としてとりまとめること。上記の事例集及びポイント集については、県において編集及びホームページ等での横展開が可能となるよう、PowerPoint等を使ったデータ形式で作成すること。

⑤ DXセミナーでの成果報告等

下記の(2)県内企業等を対象としたDXセミナーにおいて、④の成果報告を含む、県内事業者のDX推進に効果的な内容となる発表を実施すること。加えて成果報告会等にて、「みやざきDX推進モデル企業」間の相互交流の場を設定するとともに、過去の県事業（みやざきDXさがけプロジェクト）に関連した事業者との交流の場も設けるなど、本県のDX推進に取り組む企業間ネットワークを形成すること。

⑥ 想定スケジュール

令和7年6月末までに「みやざきDX推進モデル企業」伴走支援事業者の募集開始
事業説明会の開催

7月末までに 伴走支援対象事業者の決定

伴走支援業務の実施（～令和8年2月末まで）

令和8年3月 成果報告とりまとめ、成果報告会の開催

⑦ その他

①から⑤の事業実施にあたっては、発注者である県と連携し、内容の確認を受けながら実施すること。本県事業者のDX推進に向けて、次年度以降の効果的な伴走支援等の方法や内容について、業務成果を踏まえた改善提案を行うこと。

(2) 県内企業等を対象としたDXセミナーの開催

- ・ 県内事業者や産業支援団体、金融機関向けに、デジタル技術の導入による変革（DX）をより身近なものに感じてもらうため、基本的なデジタル技術の実装事例から各産業のDX成功事例などを学ぶことができるセミナーを5回（2時間程度／回（質疑応答のトークセッションを含む））程度開催する。
- ・ セミナー参加人数は延べ500名以上を目標とする。
- ・ 会場とオンライン配信のハイブリッド開催とする。
- ・ 当日参加できない方などへは、アーカイブ配信を行う環境を準備し、配信を実施する。なお、アーカイブ配信を行う環境については、そのまま県へ引き継ぐこととする。
- ・ セミナーの内容は、DXに関する基礎知識、AIやIoTなどの最新情報、ロボットなど幅広いデジタル技術を学べるものとする。
- ・ セミナーに登壇する企業は次のような企業とし、県と協議の上、決定する。
 - 身近な事例として本県のデジタル化、DXに取り組んでいる地場企業
 - 成功事例として自社での取組がDX（企業変革）へとつながった企業
 - デジタル技術等の事例としてAIやIoT等の事業を展開する県内を中心としたシステム会社、スタートアップ企業等
- ・ セミナーの内容などについては契約後直ちに協議を実施し決定することとする。また、多くの方に参加いただくため、初回セミナー開催の1ヶ月前以上から募集をスタートすることとする。
- ・ セミナーのうち1回は、「みやざきDX推進モデル企業」の取組事例の紹介や当該企業を交えた意見交換の場の設定などにより実施すること。
- ・ 実施時期については、令和8年2月までに完了することとする。

5 成果品等の納入場所

(1) 成果品

報告書等

なお、契約書に定める様式はもちろんのこと、契約書に定める様式とは別に成果品等に係る電子データを提出するものとし、提出方法については、協議の上、決定する。

(2) 納入場所

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1

宮崎県総合政策部産業政策課産業デジタル担当

TEL : 0985-26-7682

メール : sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

6 委託事業に関する経費の管理等

(1) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。

(2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。

ア 金銭出納簿等の会計関係帳簿

イ 本事業に従事された方の勤怠管理関係書類

ウ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

エ その他、協議の上、必要と認められる書類

7 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項については、県との協議の上、決定する。

また、委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判をうけることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

なお、県は当該事件の解決のため、一切の責任を負わないものであること。